

1 空き缶等の散乱の防止に関する基本的な考え方

道が行う環境保全施策の基本的な方向を示す「北海道環境基本計画」(平成10年3月策定)では、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を構築するための道すじとして、

地球環境の保全に地域から取り組む循環型社会の実現

人と自然が共生する社会の実現

道民が健康で安全に生活できる社会の実現

快適な環境が形成され心の豊かさが感じられる社会の実現

の4つを長期目標として掲げ、この目標の達成に向け、道では、各種施策に取り組んでいる。

特に、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会のあり方や生活様式を見直し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、道民や事業者が廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などを進め、環境への負荷の少ない循環型社会を形成することが急務となっている。

本道における空き缶等のごみの散乱は、本道の美観を損ない、生活環境を悪化させるだけでなく、道民の環境保全意識を低下させることにつながっている。

このようなことから、この基本方針は「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」(平成15年条例第34号)に基づいて、すべての道民、事業者が、自主的に環境保全に取り組み、空き缶等の散乱防止に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定めるものである。

2 空き缶等の散乱の防止についての啓発に関する事項

道が目指している循環型社会の形成に向けては、社会全体が廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用と廃棄物の適正な処分が確保されなければならない、道民や事業者が循環型社会の形成に向けてそれぞれが担うべき役割と果たしうる責任について理解を深め、具体的な活動を進めていくことが重要である。

空き缶等の散乱ごみ対策においても、解決すべき課題は、人々のモラル、マナーや環境保全、さらには、資源リサイクルなど多様な側面を有しており、その関係する主体も、消費者、市町村、関係業界、土地占有者、地域住民など、多岐にわたっていることから、それぞれの主体が自らの役割を適切に理解することが必要である。

また、散乱ごみ対策は、その発生抑制が前提であり、単に、散乱したものを回収するという回収促進対策よりも、ごみを捨てない、ごみの持ち帰りを基本とする散乱防止対策に重点的に取り組む必要がある。

このため、道は、道民等、事業者、印刷物等の配布者、催しを行う者、土地占有者等において、自主的な取組が促進されるよう、継続的に啓発を行う。

(1) 啓発に関する基本的事項

道は、全道的に空き缶等の散乱防止に取り組んでいくため、市町村その他関係者と連携して、空き缶等の散乱防止を推進する全道的な運動を実施し、道民一人ひとりの意識とモラルの向上を図る。

(2) 道民等に対する啓発

道は、各種広報媒体等を活用した啓発活動を通じて、道民等に対して、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例の趣旨・内容、空き缶等の散乱防止に関する施策の周知を行う等の普及啓発を行う。

特に、散乱ごみでよく目にする飲料の容器や弁当等の食品包装容器に関しては、持ち帰ることを基本とし、行楽地に行く場合には回収袋を持参する、自家用車にごみの回収容器を常備する、ごみ箱が設置されている場合には減量化と分別に努めるほか、いわゆる歩きタバコは行わない、灰皿のないところで喫煙する場合は携帯灰皿を持参するなどの行為が、散乱防止につながることを徹底する。

(3) 事業者に対する啓発及び協力要請

道は、事業活動に伴う空き缶等の散乱防止のため、事業者に対して、空き缶等の散乱防止について、啓発及び協力要請を行う。

ア 事業者一般

道は、事業者に対し、事業活動に伴って生ずる空き缶等の散乱防止及び従業員に対する啓発に努めるよう協力を要請する。

イ 容器入り飲食料の製造・販売事業者

道は、容器入り飲食料の製造・販売事業者に対し、消費者に対する空き缶等の散乱防止について、啓発に努めるよう協力を要請する。

また、容器入り飲食料の販売事業者に対しては、空き缶等容器の再生利用に供するための回収容器を設置し、その適正な管理に努めるよう協力を要請するとともに、廃棄物ができるだけ発生しない製品・販売形態についての配慮を要請する。

ウ たばこの製造・販売事業者

道は、たばこの製造・販売事業者に対し、たばこの吸い殻の散乱防止について、消費者に対する普及啓発に努めるよう協力を要請する。

エ 旅行業、旅館業、旅客運送業、土産品販売業、その他観光に関する事業を行う者

道は、旅行業、旅館業、旅客運送業、土産品販売業、その他観光に関する事業を行う者に対し、空き缶等の散乱防止について、旅行者に対する啓発に努めるよう協力を要請する。

オ 自動販売機により飲食料、たばこを販売する事業者

道は、自動販売機により飲食料、たばこを販売する事業者に対し、自動販売機の設置に伴う環境への負荷の低減を図るため、自動販売機の適正な設置、回収容器の設置・管理について規定している自動販売機に関する業界のガイドラインの遵守などを要請する。

(4) 印刷物等の配布者に対する啓発

道は、公共の場所において印刷物等を配布する者に対して、印刷物等の配布後の配布場所周辺に散乱している当該印刷物等の回収に努めるよう啓発を行う。

(5) 催しを行う者に対する啓発

道は、公共の場所において催しを行う者に対して、当該催しに伴う空き缶等の散乱防止及び散乱したごみの回収に努めるよう啓発を行う。

(6) 土地占有者等に対する啓発

道は、土地占有者等に対して、その占用し、又は管理する土地において空き缶等の散乱防止及び散乱したごみの回収に努めるよう啓発を行う。

3 空き缶等の散乱の防止に係る推進体制に関する事項

散乱ごみ対策は、廃棄物の適正処理、資源リサイクルの推進、自然環境の保全、良好な景観の形成、観光の振興など、様々な施策と密接に関連している。

このため、関係行政機関、事業者等と協働して施策を推進する。

また、散乱ごみ対策は、地域の様々な活動に関わる問題であり、市町村との連携、NPOなどの各種団体、道民との協働が重要であることから、情報のネットワーク化を推進する。

(1) 庁内組織の連携強化

道は、散乱ごみ対策を効果的に推進するために、庁内関係部局の連携を強化する。

(2) 関係行政機関との連携強化

道は、地域レベルでの空き缶等の散乱防止に関する道民運動の展開を図るため、市町村との連携を強化する。

また、すでに先進的な取組を行っている市町村もあることから、市町村間の連携を強化する。

取締機関に対しては、条例の趣旨を踏まえた協力を求めるなど、連携を強化する。

道民等、事業者及び土地占有者等の空き缶等の散乱防止に関する意識の高揚を図るため、教育関係機関との連携を強化する。

また、道路、公園、河川、海岸、港湾その他公共の施設等の管理者に対し、道民等に対する啓発の実施など、必要な協力要請を行う。

(3) 事業者との連携強化

道は、容器包装入りの飲食物又はたばこを製造し、若しくは販売する事業者による空き缶等の散乱防止に関する自主的な取組を促進する。

また、事業者とともに対策を推進するための連携を強化する。

(4) 道民等との協働

道は、空き缶等の散乱防止に関する施策を推進するため、道民等との協働により、地域の実情に即した取組を推進する。

4 環境美化促進地区の指定に関する事項

道は、散乱ごみ対策を促進するに当たり、北海道全体のモデル的な役割を担う地区として、特に空き缶等の散乱防止を推進する必要があると認める地区を、市町村長からの申出に基づいて、環境美化促進地区として指定する。

指定を受けた市町村は、道と連携を図り、道民、各種団体事業者等との協働により、地区内における空き缶等の散乱防止を推進し、重点的な美化促進事業等の実施に努める。

(1) 環境美化促進地区の指定

ア 環境美化促進地区の指定の要件

環境美化促進地区の指定は、次の地区について行うものとする。

- (ア) 現に空き缶等の散乱が著しい地区
- (イ) 自然公園地域等の美化清掃に努める必要がある地区
- (ウ) 観光地等その利用者が多く、空き缶等の散乱するおそれのある地区
- (エ) その他環境美化促進地区として指定することが必要と認められる地区

イ 環境美化促進地区指定に当たっての留意事項

地区の指定に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 当該地区が、不特定多数の者が利用するものであること。
- (イ) 地区指定することについて、当該地区に隣接する市町村等の合意が得られていること。
- (ウ) 地区指定することにより、空き缶等の散乱防止に係る取組が期待できること。

(2) 環境美化促進計画の作成

環境美化促進地区の指定の申出を行おうとする市町村は、当該指定を受けようとする地区に係る空き缶等の散乱の防止に関する計画(以下「環境美化促進計画」という。)を添えて行うものとする。

(3) 環境美化促進計画の内容

ア 環境美化促進地区の概要

イ 空き缶等の散乱防止のために必要な事項

- (ア) 啓発に関する事項
- (イ) 清掃美化事業に関する事項

- (ウ) 施設の整備に関する事項
- (エ) その他空き缶等の散乱防止のために必要な事項

(4) 環境美化促進地区の指定の公表

環境美化促進地区の指定の公表は、道公報等によるものとする。

なお、地域を表示する図面は、北海道環境生活部環境政策課、行政情報センター、関係支庁環境生活課及び行政情報コーナー、並びに環境美化促進地区が指定される市町村役場に置くものとする。

(5) 市町村に対する助言等

道は、環境美化促進地区が指定された市町村に対する情報の提供、助言その他の支援に努めるものとする。

5 その他空き缶等の散乱の防止に関する重要事項

以上の対策に加えて、次の事項を推進する。

(1) 道自らが管理する公共の場所の清潔の保持等

道が行う事業等については、自ら率先して環境配慮に取り組んでいるところであるが、さらに、空き缶等の散乱防止のため、道が管理する道路、公園等の公共の場所においては、当該場所の管理者等による清掃を徹底する。

また、各種事業の実施に当たっては、特に、空き缶等の散乱防止対策の推進に配慮する。

(2) 空き缶等の散乱防止に配慮したイベント等

道は、不特定多数の参加者を対象とする催し、行事、式典等の開催に当たっては、参加者に対して、美観の保持に対する理解や実践活動を促進する。

また、催し等の主催者に対し、催し等の企画の段階において、空き缶等の散乱防止を掲げ、ごみを出さない催し等の自主的な取組を促進する。

(3) 空き缶等の散乱防止に関する環境学習

道は、道民等、事業者が、ポイ捨てはいけないことだということを生活習慣として身につけ、空き缶等の散乱防止や美観の保持に関する意識を深めるため、学校教育等のあらゆる機会を通じて、環境学習を推進する。

特に、子どものうちから自然環境等を守る気持ちを育む環境学習を推進する。

(4) 空き缶等の散乱防止に関する情報提供

道は、散乱ごみ対策を効果的に促進するため、道内又は道外で行われている効果的な空き缶等の散乱防止対策の事例等の情報収集及び情報提供を推進する。

(5) 空き缶等の散乱防止に関する調査研究の推進

道は、地域の空き缶等の散乱の実態を適切に把握するため、現状把握のための調査及び各種対策の研究を推進する。

(6) その他空き缶等の散乱防止に関する事項

道は、行政の取組だけでなく、民間の主導による自発的な空き缶等の散乱防止に関する活動を促進し、環境を保全し、快適な環境を維持・創造するため、道民、事業者又はこれらの者で組織する団体の自発的な活動を促進する。

また、地域の実情に即した効果的な事業の実施を促進する。